

パブリック・コメント手続（意見募集）

市営住宅条例の改正について

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

11 月 6 日（月）～12 月 4 日（月）

お問い合わせ先：都市部市営住宅課

電話 046-822-9604（直通）

横 須 賀 市



市営住宅条例の改正の内容について

1 意見募集の趣旨

平成 28 年度に障害者差別解消法^{※1}が施行されたことを受け、市営住宅への申し込み時や家賃決定等の際に行う「障害者や難病患者への配慮」の見直しをすすめています。

このたび市営住宅に「単身で入居できる者」として、高齢者や身体障害者等に加え「難病患者」を対象とする市営住宅条例の改正を行う予定です。

つきましては、条例の改正に対する意見を募集します。

2 条例の改正内容

高齢者や障害者等、例外的に単身入居が認められる要件に障害者総合支援法^{※2}等に規定する難病 358 疾病（平成 29 年 4 月 1 日現在）のうち、特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の難病患者を加え、対象を拡充します。

対象	障害者(障害者基本法第 2 条第 1 号)等											
	身体障害者				精神障害者			知的障害者				難病患者
	1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	A 1	A 2	B 1	B 2	
単身要件 ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●

●・・・今回の改正点

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※3 市営住宅に単身で入居できる対象者（条例）

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）11 月 6 日（月）から 12 月 4 日（月）まで

2 あて先 都市部市営住宅課企画総務係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・都市部市営住宅課（横須賀市役所別館 3 階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 都市部市営住宅課

（3）ファクシミリ

046-822-8537

（4）電子メール

ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものである市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。